

仕様書

1 件名

令和6年度 食を通じた国際文化交流事業業務委託

2 目的

2025年大阪・関西万博（以下「万博」という。）に向けて高まる発信力やインパクトを生かし、万博がもたらすメリットを享受することができるよう機運醸成を図り、コロナ禍で縮小した国内外の人的交流拡大による地域活性化の実現が重要である。

万博に多くの国が参加することを契機として、万博の理念や共通の課題等への理解を深めるための事前学習を含め、地域の住民等と交流相手国の万博関係者や出身者等が継続的に交流していく仕組みを構築し、学びや課題の解決といった万博の理念に基づき、多文化共生への理解、国際交流などを促進する。

区民の2割以上が外国籍住民であり、約60の国から集まった住民が暮らしている生野区の特徴を活かして国際交流の流れを加速させるとともに、地域の未来や課題と可能性を強くイメージするため、国の「万博国際交流プログラム」※を活用して食を通じた国際文化交流イベントや交流相手国関係者による講演会を開催し、区内各種ネットワークの強化をはじめ、公民連携の手法を活用した相互理解の促進とまちのにぎわい創出を図る。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

大阪市生野区等

5 業務内容

万博参加国である韓国・ベトナムは生野区内における外国人人口1位と2位の国であり、共に地域を支える一員であるという認識のもと、多様な生活・食文化があるまち生野区の魅力を活かし、それぞれの国を中心とする食を通じた国際文化交流イベントを開催し、多文化共生への理解促進・まちの魅力向上に取り組む。

実施時期や方法については、万博国際交流プログラム※の趣旨を踏まえ、かつ多くの市民が興味を持ち参加が期待できる企画提案とすること。

※プログラムの活用にあたっての交流要件

- ・万博参加国関係者との交流（ナショナルデー参加、応援）
- ・万博参加国民（住民・企業）との交流
- ・万博の企画・運営等に関わる日本人等との交流
- ・会期前・会期中・会期後にわたる継続的交流

参考) 内閣官房 HP「万博国際交流プログラムについて」

大阪市 HP「2025 年日本国際博覧会の開催」

【参考】区内の外国人住民の国籍別内訳（R5年3月末時点）

	外国人住民人口	割合
韓国・朝鮮	19,094 人	69.8%
ベトナム	2,970 人	10.9%
中国	2,904 人	10.6%
ネパール	968 人	3.5%
フィリピン	214 人	0.8%
台湾	212 人	0.8%
その他	993 人	3.6%
総計	27,355 人	100.0%

※生野区人口 125,700 人

(1) 食を通じた国際文化交流イベントの実施

(ア) 実施回数、実施場所、出店者等について

- ・交流相手国を対象とした食のイベントを業務履行期間内に 4 回実施する。
- ・交流相手国は韓国とベトナムの 2 か国とする。各国 2 回ずつ実施するのが望ましい。また、開催場所は異なる 2 か所以上で実施するのが望ましい。

(イ) 出店者について

- ・出店者等の公募、出店場所等のコーディネートを行うこと。イベント出店者については下記店舗等への参加協力をを行うこととするが、出店者調整等は発注者と協議のうえ、協力して行う。

（韓国とベトナムそれぞれの郷土料理を扱う料理店
交流相手国民が経営する多国籍な料理店
生野区内で営業している同種店舗等）

(ウ) 収入の取扱いについて

- ・受注者は、本委託事業における収益から利益を得ないこと。

- ・一般のイベント参加費は無料を原則とする。
- ・地方交付税措置による万博国際交流プログラム対象事業であるため、契約上限額の範囲内で事業目的に沿うプログラムを実施するものとする。発注者は契約金額以外の費用を負担せず、委託料の増額は行わない。
ただし、参加者サービスの向上や事業内容充実のために受注者が直接出店料等を徴収し、事業費に充当することで企画内容の充実を図る場合（参加者に還元される実費相当分等）は契約金額を超える部分の経費に充当することができる。また、協賛等の申し出があった場合は、受け入れや適正な会計処理方法について発注者と協議し決定するものとする。
- ・イベント内での飲食代等の販売益が発生する場合は、イベント出店者に帰属するものとする。
- ・その他収入に関しては必要に応じて協議を行い、発注者の指示に従うものとする。

(2) 交流相手国（韓国・ベトナム）関係者による講演・セミナーの実施

(ア) 韓国及びベトナム大使館・総領事館関係者等による講演

食をはじめとしたそれぞれの文化紹介や共通課題への理解を深めるため、万博開催前の事前学習として大使館や領事館関係者を招き、講演会・セミナー等（トークセッションなど）を開催する。

(イ) 日本国際博覧会協会関係者による講演

万博の企画、運営等に関わる日本人等として、2025年日本国際博覧会協会関係者を招き、講演会・セミナー等（トークセッションなど）を開催する。

- ・講演については、韓国及びベトナム大使館・総領事館関係者等、日本国博覧会協会関係者についてそれぞれ少なくとも1回ずつ行うこととし、(1)食を通じた国際文化交流イベント会場での同時開催も可とする。
- ・交流相手国民の招待や誘客を行い交流体験の機会を創出するなど、万博開催時や会期後も継続する国際交流を意識した企画内容となるよう提案すること。
- ・講演会・セミナー等（トークセッションなど）の出演者調整等については発注者が協力して行うものとする。（出演者の謝礼金等については受注者負担とする。）

6 実施について

(1) 実施体制（5 業務内容(1)(2)共通）

- ・契約締結後、すみやかに実施計画書（業務内容、全体スケジュール等）を提出すること。イベント実施にあたっては必要な人員、設備などについて不測の事態にも迅速に対応できるよう運営体制計画（会場設営を含む）を事前に作成し、発注者と協議する

こと。

- ・本委託業務を総括する責任者を置き、発注者と常時連絡が取れる体制とすること。
- ・イベント実施において必要な施設及び設備を準備する際には、各種関係法令等を遵守し、必要な官公庁等への許認可行為を受注者の責任において漏れなく実施すること。
- ・本委託業務に必要な資機材、運営スタッフ等を準備し、開催場所の使用料や光熱水費などの費用は受注者の負担とすること。
- ・イベント来場者の混雑緩和・出演者等の導線をはじめ資機材等搬出入の安全を確保するため、警備及び避難等（駐輪場等の整備含む）に関し、受注者の責任において万全の体制で実施すること。万一、事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告し、来場者の健康と安全を最優先した対応を行うこと。
- ・本事業の運営にかかる損害賠償保険等、適切な保険に加入すること。
- ・発注者と協議の上、イベント開催場所周辺住民等に事前に事業説明（広報）を行い、それに伴う地元住民・地域団体との調整、騒音、苦情などの対策はを実施すること。
- ・イベント開催により発生するごみについては周辺道路・地域に散乱することのないよう発注者及び開催場所管理者等と事前調整のうえ対策を講じるほか、イベント終了後は開催場所の原状回復を行うこと。
- ・国内外からの来場者向けに案内サインやインフォメーション等については、多言語及びやさしい日本語での対応を検討すること
- ・当日の悪天候その他災害が発生した場合等に備え、あらかじめ中止等の判断基準を作成し、発注者と協議のうえ承認を得ること。またこれらの場合が生じる恐れがあるときは速やかに協議を行い、発注者の指示に従って必要に応じた措置を行うこと。屋外での実施については、雨天時でも円滑に業務が実施できるよう雨天も想定したプログラムを事前に検討すること。
- ・その他業務全般にかかる企画調整・管理運営に関し、発注者の求めに応じて、発注者と協議のうえ、対応すること。

（２）来場者数等の集計及びアンケートの実施

来場者数の集計を行うとともに、来場者、出店者等に対してアンケートを実施し、結果をとりまとめること。アンケート実施に当たっては、今後の取組みの方向性について効果検証が行えるよう設問設計を工夫し、事前に発注者の承認を得た上で実施すること。

（３）効果的なプロモーション・PR等

（ア）PR用広報資材の作成、行政プロモーションツールの活用

- ・事業実施に際し、区役所ホームページ、区役所広報紙、区役所 SNS 並びに万博と生野区の魅力発信サイト「IKUNO TO GO」に掲載するための広報記事（1分程度の動

画含む)を作成し、肖像権の許諾や著作権等の処理を行なったうえで発注者へ提供すること。

- ・上記のほか万博PRグッズ等の活用などを希望する場合は、広報計画・内容を提示のうえ、事前に発注者と協議すること。

(イ) 他のイベント・団体等との連携広報

- ・万博と生野区の魅力発信サイト「IKUNO TO GO」及び万博 200 日前イベント「プレ EXPO いくの」などを活用するなど、当区が実施する「EXPO いくのヒートアッププロジェクト」プロモーション事業との連携を図るため、定期的に発注者と協議を実施し、万博の機運醸成に相乗効果を図ること。
- ・生野区内の飲食店や商店街等とも連携し、広報、PR 活動を行うこと。

(ウ) 記録写真等の提供

万博会期後まで継続する国際交流プログラムの一環であることから、履行期間後も会期前イベントとして引き続き本事業を広く周知する必要があるため、イベントの様子を写真及び動画により記録し、肖像権の許諾や著作権等の処理を行なったうえで DVD-R 等により納品すること。(広報資材として活用する動画は 1 本につき 2 分程度に編集したもの) なお、成果物の所有権及び著作権は、納品をもって発注者に帰属するものとする。

7 事業報告

- (1) 定期的に打ち合わせを行うこと。また、打ち合わせ後は速やかに記録を作成し、発注者へ報告すること。
- (2) 委託業務終了後、発注者が指定する方法により委託事業完了報告書を提出すること。また、本委託業務について受注者独自の SNS 発信や WEB サイトへの掲載等があれば閲覧数等を発注者の求めに応じて報告すること。

8 再委託について

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先等を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が 500 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

9 その他

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者において十分に協議し決定すること。
- (2) 受注者は、業務実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。なお、取得した個人情報及び法人情報は、本市に帰属するものとし、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）を踏まえて適正に管理すること。
- (3) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- (4) 受注者は、従事者が様々な人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。